

○議長（茅沼隆文）

日程第 7、議案第 14 号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、職員の給与のうち地域手当の支給率を引き下げするため、開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、朗読させていただきます。議案第 14 号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めます。

平成 25 年 3 月 5 日提出、開成町長、府川裕一。

開成の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、ご説明申し上げます。

今回の条例改正は、平成 25 年 4 月 1 日から地域手当の支給率を現行の 5 % から 3 % に引き下げることとするものでございます。

国家公務員における地域手当は、民間賃金の地域間格差の給与に適切に反映されるよう、平成 17 年、人事院勧告でその導入が求められ、平成 18 年度からそれまでの調整手当にかえて導入された職員手当でございます。

地方公務員の給与については、地方公務員法第 24 条において、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないという、均衡の原則が定められております。

当町では、地域手当の支給率を平成 18 年度から 20 年度までは 10 %、21 年度は 8 %、平成 22 年、23 年度は 7 %、平成 24 年度から 5 % としておりました。

給与のこちらの、先ほど申しました給与の適用の原則に基づきまして、支給率の引き下げを行うこととするものでございます。

また、小田原市の地域手当も、これまでの 5 % から 3 % に 25 年度から変更することとさせていただきます。こちらを加味いたしまして、今回、引き下げをするものでございます。

それでは、1 枚おめくりいただきまして、条例案をごらんいただきたいと思います。

開成町条例第 号、開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

開成町職員の給与に関する条例（昭和３９年開成町条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

地域手当については、条例第８条の２で規定しております。本則では、支給率を１００分の１０としておりますが、制定附則第１２項で特例を設けてございます。１００分の１０を１００分の５と読みかえることにしております。今回の条例改正では、制定附則第１２項のうち１００分の５を１００分の３に改正することとしております。

条例改正の附則をごらんいただきたいと思います。本条例の施行日を平成２５年４月１日と定めるものでございます。

なお、この５％から３％に引き下げる影響額でございますけれども、三役では７９万２，０００円、職員では１，０１２万６，０００円となりまして、合計では１，０９１万８，０００円の減額措置ということでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

高橋久志君。

○２番（高橋久志）

地域手当の関係について質問いたしますけれども、先ほど課長のほうから話がありましたけれども、１８年度、１９年度、２０年は、１０％と。特例的な形で、現在５％と、こういう形になっていることは承知をしているところでございます。

国において、人事院勧告、給与改定とかいろいろあるわけですがけれども、束縛される。いわゆる影響を受ける。指導を受けると、こういう形には、私はなっていないと思うんですけれども、国のこういった地域手当についての指導勧告とか、こういうものがあるのかないのか、まず確認させていただきたいと思います。

それから、２点目は、地域手当については、小田原市と同等の支給をすると、これは地域手当のみだと、議会でのやりとりの中で、給与体系を含めて、小田原市と同等のという話を耳にしたことがあるのですけれども、その辺の受けとめかた、方向づけ、これについてお聞かせ願いたい。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、高橋議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

現在、うちのほうでは今回３％ということで予定してございますけれども、国の指導としましては、実際、開成町ですと地域手当がないという、０％ということでございます。国の指導としては、なるべく０％にしたいというご指導は確かにございます。実際問題、地域のことは地域で決めなさいということがございますけれ

ども、国の制度として、実際問題 0 %ということになってございますので、それにあわせるようにというご指導は、確かに来ているところでございます。

もう 1 点の小田原市とのということでございますけれども、地域手当のみでございます。地域手当をあわせていこうということでございまして、給料体系も、ほかの手当、実際問題、住居手当も違うところでございますので、この地域手当に関しては、小田原市と歩調をあわせてきたというところでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

財務課長。

○財務課長（山本 靖）

高橋議員の質問の中で、指導、勧告という部分は、今、総務課長が申したとおりですけれども、実際には 0 %のところ、5 %の支給をしているという部分では、国の特別交付税のほうで地域手当を出している分については、減額措置がなされています。その部分の何割かはカットされているというような部分で、国のほうでは、交付税の中で減額が、国の指導どおり、指示どおりのパーセントでない部分、上乘せ分については、特別交付税を減らしていくという措置は行われています。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○2 番（高橋久志）

地方のことは地方と、地方分権が進んでいる中で、地域手当まで指導的な、国からのやり方は、私は非常に不安であると思います。したがって、自主性に任せた体系でもいいのではないかというふうに強く感じるところでございます。

もう一点、南足柄市の関係が非常に気になるところでございまして、24 年度は 0 %、今回の改定で 5 %に復活をしているわけですね。

いろいろな要素があるということは、私も承知をしておりますけれども、2 月 21 日の神奈川新聞に報道されている状況、ちょっとお話しさせていただきますが、南足柄市職員の地域手当復活という見出しがありまして、これは市職員組合との救済申し立てを受けたのだと。県労働委員会が経過措置をとるよう、仲裁案を提示していた。こういった背景で 5 %に復活をしたと。南足柄も厳しい財政状況を反映しているかと思うんですけれども、基本給の削減などあわせて盛り込んでいるということですが、私は、影響額の金額、回答がございましたけれども、報告がありましたけれども、やはり職員の今の状況を見たならば、5 %に据え置いてもいいのかなという感じをするんですけれども、その辺の見解を聞かせてください。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、お答えさせていただきます。今でこの地域手当に関しましては、小田原市にあわせてきたというところで、実際問題、開成町と小田原市はずっと一緒な

んですけれども、ほかの町は地域手当を下げてきたと、うちより低かったときもありますので、今回、ほかの中井町さん、山北さん、隣町なんですけれども、そちらも3%、今まで4%だったのを3%に下げるところがございました。小田原市さんと今まであわせたというのもありますし、なおかつこちらの先ほど言った均衡の原則に沿いまして、今回、この地域手当も3%に下げさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

井上宜久君。

○6番（井上宜久）

6番、井上です。今回、地域手当を支給しているところは、交付税で調整されているという、初めてお聞きしたんですけれども、そんなことされているのかなというふうに感じました。

今回の5%から3%にすることについては、職員組合との話し合いの中で、方向性は確認されているということでもありますので、私は、今回の3%については、特に問題ないかなというふうに。要はこれからどうするということだというふうに思うんですよね。私は、小田原との比較に非常に抵抗感があって、今後、小田原との比較云々というのは避けたほうがいいんじゃないかなと。やはりよそと比較するんだったら、この上郡の中での比較、その辺で考え方を決めたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

あとは行政のほうで、この地域手当の意味合いというのをどう考えるのか。どう賃金の相対の中で考えていくのかというのは、この辺はしっかりと検討していただきたいなと。しっかりした考え方を持っていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。交付税がカットされることにより、地域手当が減額ということで、見方によっては、国のおどしで減額せざるを得ないという見方もできるんですが、私はちょっと見方を変えまして、町民の目線で見れば、給与をカットすること、おお、よくやったという見られ方はされがちですが、職員もやはり給料が欲しいわけですね。一つの働く目的の中には、給料を確保するということが、多くもらいたいというのが一つの目標だと思うんです。そういう観点から見まして、今回、100分の5から100分の3に減額するということでありますけれども、ほかの、例えば、100分の2減額する分を本職でもう少し頑張って、100分の2ぐらいの成果を上げて、今回は減額しないという考えは成り立たないのか。そういう考え方は発生しなかったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（芳山 忠）

一つのご提案というふうに受けとめさせていただきたいと思いますが、現実的な問題として、その部分がどういうふうに成果として数値的な評価が求められるのかという、非常に仕組み的に難しいところがございます。正直に申し上げますと、そういった形で今回地域手当を下げないで、別の形でということについては、検討はしておりません。検討しても、正直に申し上げますと、非常に難しいというところにあるというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1 番（菊川敬人）

私はそういう考えも必要かなという気もするんですね。でなければ、100分の3なんかやめて、ゼロにしちゃえばいいじゃないかと思うんですね。国もそういうふうにゼロに近づけなさい、ゼロにちなさいというふうに指導しているわけですから。やはりもらう側としては、少しでも多くもらいたいと思うんですから、その辺のところも、仮に無理であっても、そういう姿勢は示すべきじゃないかなと思います。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（芳山 忠）

ご指摘はよくわかります。一つ、申し上げますことは、本町においても、いわゆる給与を配分するに当たって、限られた財源でございますので、一つの能力評価をしていく中で、そういったものとリンクをさせていくといったものも考えていきたいというふうに思っております。また、さまざまな研修制度ですとか、そういったものでいわゆるモチベーションが下がらないような手当にするといったことは考えることができるのかなというふうに考えております。

ただ、先ほども総務課長も申し上げましたとおり、それだったらゼロにすればいいじゃないかというお話については、これはやはりそもそも論でいうと、町村は一律全国ゼロといった国の考え方も説得力を欠くものでありますし、近郊の物価の状況等を考えますと、これはちょっと違うのではないかとということで、3%で、ぎりぎりのところで落ちついているということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員、よろしいですか。

高橋久志君。

○2 番（高橋久志）

2 番、高橋ですが、地域手当という論議がされておりますけれども、人口5万人

以上、または国の機関があるなど、特定の市町村に限って、その地域の物価や、民間企業の賃金などに応じて支給される手当。総務省が支給率を算出するというふうな形になっているんですね。そうしますと、ペナルティーの話みたいなことが、交付税の関係もございますけれども、人口5万人以上には開成町はなっていないし、何の根拠として示されているのか。地域手当の根源に係る件でございますので、答弁をお願いします。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、お答えさせていただきます。地域手当でございますけれども、先ほど高橋議員が申したとおり、5万人以上ということで、先ほど芳山部長からお話しさせていただきましたけれども、町村は該当しないというところになってしまいうところでございます。そこは5万人というところで決められているところでございますので、そのところは仕方がない、仕方がないと言ったらおかしいのですけれども、その国の政策的には、そのようなことになっているということでございます。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

7番、小林哲雄です。公務員の方は大変で、公務員たたきで、本当にいつも同じこと言いたくないのですが、国の施策に振り回されていると。国では、交付税措置しないよと言いながらしていると。今日のメディアを見ましても、県知事、政令市等の首長が、8割は交付税で削減するのはだめだと。要するにいろいろなことで抵抗しているんだけど、最後にやられてしまうと。

そこで聞きたいんですが、今、政権が交代して、アベノミクスということで、3本の矢、金融財政成長という中で一生懸命やっている。ここで円安になった。株価が上がってきた。企業の中ではローソンと、もっと大きいのはセブン&アイが、給料を上げると明言している。そういう中で、公務員の方々は、たかだか100分の2かもしれないけれど、これは年収が2%カットされる。当然退職金にも響く。今までも本則の第8条の2の2項見ますと、10あったのが2になる。もう8下がっているんですね。そのほかにも、見えない中で、最近問題になってきた退職金の関係で、うちは市町村職員共済組合なので、町単独じゃないので見えないんですが、どれだけの方が早期退職をしたのか。それともしないシステムになっているのかというのは、僕だけ情報がない。当然、世間の流れとして、多分、町の職員の退職手当も下がっているだろうということは想定できるわけですね。

そうした中で、国はこうやってデフレから脱出したい。どうのこうの。今はですから、リフレーションの時代にいこうとしているわけじゃないですか。リフレ社会に向かっているときに、なぜ、国民の中でかなりの人口のある公務員をいじめるの

かなと、公務員こそ、先に賃上げしないと、賃上げしないと物価も上がらない。先に物価が上がって、賃上げする。これ二、三年かかるというんですね。実際は両方がいいんですけど、物価上昇を目指して、2%目標をして、日銀総裁までかえようとしているのに、なぜここで下げていくのかなという気がしているので、この職員の2%のベアの削減なんです、これ。今、春闘ではやっている、ベア上げる交渉をしているけれども、交渉も何もなく、ただ単純に地域手当を5から3にしますと簡単に言うけど、ベアの2%削減なんです。これはやっぱり子育て世帯と、まだまだ結構年配者でも、子供が大学に行くとか、いろいろお金がかかる世代までかなり影響してくるので、こういうことを含めて、カットするのは時代としてしょうがないという見方もあるんですが、町の執行部として、この今の安倍さんが目指している世界と逆行する世界に行くような気がするので、その辺の基本的な考え方をお答えください。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

地域手当の関係、国の機関があれば、その地域手当が出るという、本当におかしな制度と私も思う。開成町にあれば、もともと出るのかもしれませんが。小田原と開成町で、物価がそんなに違うのか。誰も思っていないよね、違うと。今、国の制度の中ではそうなっている中で、今、開成町は、開成町独自ではなくて、開成町は小田原の地域手当と同等にあわせましょうという方針でずっと来ています。

先ほど井上宜久議員から、上郡の中であわせたらどうかという話もありましたけれども、上郡の中、今回は多分3%みんな一律、松田だけはゼロですかね。なりますけれども、それまではばらばらでした。そういった中で、開成町は、過去から小田原の地域手当と同等でずっとやっていきます。これは基本方針ですので、小田原が上げれば、上げることもできますけれども、小田原が下げた場合は、やはり自動的ではないですけど、下げる。これは仕方がない部分で、私はやっていきたいと思います。小田原ができるだけ頑張って、3%いただければ、ずっと開成町も3%の地域手当支給でやっていきたいと考えています。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

国の理不尽のところ、僕はいつも言っています。例えば、ラスパイレス指数にしたって、国は初級職員を入れて、上級職員を入れていない。うちは部長まで入れて、ラスパイレスで比較するから、当然、地方のほうが若くて部長になれば、当然、ラスパイレスは上がると。それは国のシステムが悪い。国が有利なほうに数字が出るよう操作をしているわけじゃないですか。今回の地域手当も、国は出先がいっぱいあるから、当然、昔は調整手当で調整して、今、地域手当にしている。さっき高橋議員から出たように、5万人以上で国の施設があるところ以上じゃないと、地域手

当を認めない。こんなの国の横暴じゃないですか。この結果、今、開成町は泣いていますけれど、これで喜んでいるところはいっぱいあるわけでしょう。

例えば、10だったのが、12になったり、10だったのが14になっているところがあるわけじゃないですか。僕も、合同庁舎に開成町の人が勤めている場合と、開成町の人が開成町の役場に勤めている場合、なぜこんなに地域手当が違うのか。物価も生活様式も同じじゃない。だったら、昔の調整手当に戻したいなというふうなことを考えますけど、こういう要望というか、考え方をもっと町村会等でまとめて、国に抵抗するということはできないんでしょうか。この辺を伺います。

○議長（茅沼隆文）

町長、回答。

○町長（府川裕一）

できます。できますけど、なかなかその抵抗に全部押されてしまっているのが現状であって、いろいろこの後もまだ、ほかにもいっぱい出てくる。7.8%の、地方交付税はその分減額されて、自動的に干されてしまう。幾らか抵抗はしているんですよ。町村会でもそうです。県だってやっています。けども、国がもうそんなのは無視してやられているのが現状であります。その中で抵抗しないで、素直になってしまっただけとはいけないという部分では、また、町村会の中でも、こういう問題について取り上げていただけるように共同して、国に言っていけるような、要望書としてやっていきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

副町長。

○副町長（小澤 均）

先ほど来から今回そういう条例改正について、職員の削減という部分についておもんぱかっていただいて、職員にとってはとてもありがたいことだというふうに思っています。

先ほど来から、景気が好転をしていくという部分で、一方では、年間のそういう給与ベース、年収そのものが下がるというふうなことは、民間ベースでは、なかなか景気そのものに見合った形で従業員の給与を上げていくということは、正々堂々と言える部分なのかなというふうに思います。

一つには、公務員の給与全般、国家公務員、地方公務員の給与全般については、そのいわゆる原資というのが、税金で賄われているといった側面はどうしても意識せざるを得ないということにつながってくるのかなというふうに思います。

地方分権が進んで、職員の給与そのものも、市町村独自に定めればよいとは言っても、一方では、国からの特交の削減だとか、来年度予算の中でもまたご説明させていただきますけれども、給与の7.8%の削減といった話も、それに準じた形で、7月ぐらいから対応せざるを得ないのかなと考えているところもあります。

国家公務員と地方公務員がイコールということでは当然ないと思いますけれども、国家公務員がそういうふうな対応をすれば、地方公務員もいわゆる国家公務員、

地方公務員というふうな範疇ではなくて、いわゆる一般の国民からすれば同じ公務員という扱いの中で、なぜ国家公務員だけ減らして地方公務員は減らさないのと、その数字しか見ていただけないといった実態があるわけで、そういった部分を含めて、内部で検討した結果、こういった削減をするという結論を出したといった実態があります。

小田原市に準じたという部分については、以前からその辺の町の方角性というものは持っているといったことの中で、今後も同じような考えの中で対応していきたいというふうには考えています。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

手当を小田原市に倣うと。本町は当然、市と町なので、若干格差はしょうがないんですが、手当は地域手当以外でも、手当は小田原にあわせてほしいというのが願望であります。

それで一番危惧するのは、ここで経済が多少立て直しになって、民間企業がよくなるということは、今度は就職する人が、いい人材が企業に流れるとなると、ますます給料の安いところは人が来なくなる。人数的には来るけれど、中身の濃い、レベルの高い人がだんだん減ってくるんじゃないのかなという気がします。

昨日も議論になった、神奈川県では、30%が辞退する。彼らは当然、合格者の名簿はつくっていますから補充は簡単なんですけど、ただ、いい人材は逃げていくということは明白なので、そういうところを含めて、また、今いる既存の職員の方も、入るときに、こういう手当をもらえる、こういう本俸をもらえる、ボーナスこれだけもらえるという、入るときに行政側と契約して入っているわけじゃないですか。その契約を、確かに組合との折衝はあるかもしれないけれど一方的に破棄して、あなた今度はこれだけになりますよと下げちゃうというのは、ちょっと酷なのかなという気がしますので、町長の心意気を感じながら、ぜひ町村会のほうに、わずかでもいいですが、こういう意見もあったよということを伝えていただいて、せめて町職員の勤労意欲をそがないような給与体系だけは、ぜひ守っていただきたいということを要望して、質問を終わります。

○議長（茅沼隆文）

ほかに。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第14号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（茅沼隆文）

起立多数により、可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を15時ちょうどいたします。

午後2時48分